公立大学法人名古屋市立大学 平成30年度 年度計画

公立大学法人名古屋市立大学

目次

Ι	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1			
	第 1	教育に関する目標を達成するための措置		
	1	教育の内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置		
	2	教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置		
	3	学生への支援に関する目標を達成するための措置		
	第 2	研究に関する目標を達成するための措置		
	1	研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置		
	2	研究の推進に関する目標を達成するための措置		
	第3	社会貢献に関する目標を達成するための措置		
	1	地域貢献に関する目標を達成するための措置		
	2	産学官連携に関する目標を達成するための措置		
	第 4	国際化に関する目標を達成するための措置		
	第 5	附属病院に関する目標を達成するための措置		
П	業務	運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置10		
	第1	組織運営の改善に関する目標を達成するための措置		
	第 2	事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置		
Ш	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置10			
	第1	財務にかかわる基本的考え方に関する目標を達成するための措置		
	第 2	自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置		
	第3	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置		
IV	自己	自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置11		
	第1	評価の充実に関する目標を達成するための措置		
	第2	広報・情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置		
V	その	他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置11		
	第1	施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置		
	第 2	環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置		
	第3	コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置		
VI	予算、	、収支計画及び資金計画13		
	1 予	算		
	2 収	Z支計画		
	3 資	金計画		
VII	短期借入金の限度額15			
	1 限	! 度額		
	2 想	定される理由		
VIII	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画1			
IX	剰余金の使途15			
X 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項		大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項16		
	1 施	設・設備に関する計画		
	2 積	立金の使途		

- I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 第1 教育に関する目標を達成するための措置
- 1 教育の内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置
- (1) 学士課程
- [1] 再整備した三つのポリシーに基づく体系的で組織的な教育を実践するため、全学教育機構及び新たに設置する高等教育院において全学的な調整を行うとともに、カリキュラムのさらなる体系化や学修成果の可視化についても平成 31 年度からの実施に向けて検討する。
- [2] 学生の主体性と興味を重視し、多様な科目から構成される新たな教養教育語学カリキュラムを導入する。また、中級者以上向けの語学科目を全学開放科目として開設する。

(医学部)

[3] 卒前・卒後の一貫した総合人材育成を担う医療人育成推進センターを中心として、2019年度に受審する医学教育認証評価*1のための準備を進める。また、平成28年度改訂版・医学教育モデル・コアカリキュラムに準拠したカリキュラムの内容の改正を行う。

(※1: 医学教育に対する国際基準に基づく分野別認証評価制度で、2023 年度までに全ての参加表明校 が認証完了予定)

(薬学部)

[4] 平成25年度改訂版・薬学教育モデル・コアカリキュラムに沿った実務実習体制を確立するとともに、薬学教育の新評価法の試験的導入を図る。また、平成31年度からの実施に向けて、地域医療機関及び創薬研究を志向した学部教育体制、環境整備のあり方について検討する。

(経済学部)

[5] カリキュラムのナンバリングと体系化の検討を進め、学生が進路を意識した科目 選択を行うことが可能となる、コース制度の平成31年度開設に向けた準備を行う。 また、フィールドワーク科目新設についての課題を整理し、導入の時期を判断する ほか、実務家による講義科目について、講義数や取得可能単位数などを検討し、平 成31年度開講履修科目の削減・変更等の調整を行う。

(人文社会学部)

[6] 基礎科目「ESD 入門」を全新入学生に履修させる仕組みを導入するなど、ESD への 取り組みをさらに発展させた新カリキュラムを実施する。また、平成 32 年度から の実施に向けて、公認心理師法の施行及びスクールソーシャルワーカーの養成に向 けた教育実施体制の再編について検討する。

(芸術工学部)

[7] 学部共通実習科目として、建築・デザイン両分野での応用を視野に入れ、3D プリ

ンタなどを活用するデザイン実習を行うなど、デザインと工学の学際分野を強化した新カリキュラムを実施する。

(看護学部)

[8] 平成29年に文部科学省から公表された看護学教育モデル・コアカリキュラムに基づき、現行のカリキュラムと照合するとともに、附属病院と定期的な会合を持ち、卒業生の看護実践能力や就業実態の課題等について明らかにした内容を基に、平成31年度に策定する新たなカリキュラム案の骨子を作成する。

(総合生命理学部)

[9] 第一期入学生を迎え入れ、教養の授業として基礎自然科学の各分野と数理情報科学の基礎教育を開始するとともに専門教育に備えた動機付けを行う。また、キャリア教育を開始する。

(2) 大学院課程

(大学院教育の質の確保)

- [10] 質の高い大学院教育を実践するため、再整備した三つのポリシーに基づき、全学教育機構及び新たに設置する高等教育院において全学的な連携・調整を行う。
- [11] 医学研究科において、MD-PhD 後期コース修了者の追跡調査を行い、修了生の進路を把握し、更なる大学院教育の質の向上に繋げるための連絡網の構築に着手する。 また博士課程学生に中間発表会を義務付け、定例発表会を実施する。
- [12] 経済学研究科において、個別講義ではなく、リサーチワークやコースワークに焦点を当てた大学院カリキュラム全体に関するアンケートについて、平成 31 年度実施に向けて検討する。
- [13] 人間文化研究科において、学部との一環教育に留意しながら、コースワークとリサーチワークを組み合わせた教育を充実させるため、平成 31 年度実施に向けて、コース制の導入などの大学院改革の準備を行う。また、平成 32 年度の実施に向けて、リカレント教育の充実及び秋季入学の導入を検討する。
- [14] 芸術工学研究科において、博士後期課程のコースワークの単位化を検討し、平成 31年度からの実施に向け、科目設定とカリキュラムへの反映を行う。
- [15] システム自然科学研究科において、学部から一貫性をもった大学院教育を実現するため、平成31年度実施に向けて、大学院のカリキュラム改正を検討する。また、全学規模で実験機器を有効利用する仕組みを活用し、教育の質的向上に繋げる。

(高い専門性を持った研究者や高度専門職業人の育成)

- [16] 薬学研究科において、平成31年度実施に向けて、複数の教員による集団指導体制の実施などを含む研究指導体制のあり方と、新たな博士課程・博士後期課程への進学支援策について検討する。
- [17] 人間文化研究科において、公認心理師法に対応したカリキュラムを開設する。

- [18] 芸術工学研究科において、学部・大学院合同受講科目の設定実現を目的に、他大学の状況を調査し、調査結果に基づき、平成32年度実施のカリキュラム改正に向けて検討する。
- [19] 看護学研究科において、大学院生への研究助成金申請などの教育の実施方法について、平成31年度からの講義・演習等での導入に向けて検討する。また、専門看護師教育課程(精神看護)の認定更新(平成32年予定)に向けて、ワーキンググループを発足してカリキュラムの改正を検討する。
- [20] システム自然科学研究科において、平成 31 年度からの実施に向けて、大学院生のニーズと学問的重要性のバランスをとった教育研究指導体制の構築と、将来研究者や教育者をめざす大学院生の貴重な教育体験の機会を実現するための学部教育における TA の拡充を検討する。

(大学院教育の国際化の一層の推進)

- [21] 医学研究科において、海外の協定校との交流実績を検証し今後の連携先や協力体制のあり方等を検討するとともに、入学案内関連資料の英語化を実施し、海外からの留学生受入を推進する。
- [22] 薬学研究科において、平成31年度からの実施に向けて、グローバル化強化のための留学生募集・受入体制と、新たな連携先の開拓・連携のあり方などを含む海外の大学・研究機関との連携について検討する。
- [23] 人間文化研究科において、平成 33 年度までに海外の協定校を増やすために、そのための準備としてカリキュラム改正を行うなど留学生にとって魅力ある大学院教育を構築する。
- [24] 芸術工学研究科において、大学間交流協定校であるトリノ工科大学との博士前期 課程のダブルディグリー学位取得の実現に向けた調整を進め、平成 31 年度の協定 の締結に向けた準備を行う。また、平成 31 年度に予定している大学院課程の秋季 入学実施に向けて、秋季入学者を対象としたカリキュラムを策定する。
- [25] 看護学研究科において、外国人研究者による大学院生を対象としたセミナーを開催する。
- [26]システム自然科学研究科において、海外との連携・共同研究、大学院生の派遣、 留学生の獲得について平成31年度からの実施に向けて検討する。

(学際的視点を備えた人材の育成)

- [27] 人間文化研究科において、他研究科や他大学と協議を行い、単位互換制度を拡大する。
- [28] システム自然科学研究科において、高大連携のなかで、大学院生が高校生の研究体験をサポートする取り組みを通じ、専門分野を超えた広い視点と全人格を育てる試みを平成31年度の実施に向けて検討する。また、薬学研究科とシステム自然科学研究科において、平成31年度からの両研究科の授業の連携開始について検討す

(3) 入学者選抜

(学部入試)

- [29] 入試結果の分析及び入学者の追跡調査による検証を行い、平成 31 年度に実施する入試について方法等の改善を行う。
- [30] 文部科学省が進める高大接続システム改革の状況等を踏まえた市立高校の高大連携入試に関して検討を進め、方針を決定する。
- [31] 文部科学省が進める高大接続システム改革により、平成32年度から実施が求められる学力の3要素を総合的・多面的に評価する入学者選抜の予告・公表を行う。

(大学院入試)

- [32] 学力等の質を維持しつつ適正な定員充足率を確保するための方策の検討や入試 結果の分析・検証を行い、平成 31 年度に実施する入試について方法等の改善を行 う。
- [33] 芸術工学研究科において、平成 31 年度に予定している大学院課程の秋季入学試験の実施に向けて、英文シラバスのウェブサイトでの公開などインターネットを通じて広報を展開する。

2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(1) 教育実施体制

- [34] 高等教育院を設置し、初年次教育の授業サポートや新たな教養教育語学カリキュラムの適切なマネジメントを行うなど、教養教育と語学教育の充実に向けた体制強化を図る。
- [35] 医薬総合研究院(仮称)を設置し、単位互換科目の設置等を実施することで医学研究科、薬学研究科の連携強化を図るとともに、平成31年度から医薬総合研究院(仮称)で取り組む具体的な教育目標、人材育成方針について検討する。
- [36] 経済学研究科及び人間文化研究科が中心となって、平成 32 年度開設に向けて大学院課程において都市政策コースの準備を行う。
- [37] 学習意欲の高い社会人を対象としたリカレント教育の新たな枠組みを検討し、平成 31 年度からの実施方針を決定する。
- [38] 看護学研究科において、リカレント教育の仕組みの構築の一環として、科目等履修生制度を利用した「看護実践スキルアップコース」(コース期間:1年又は1年半)を開設し、修了生を輩出する。
- [39] 総合生命理学部の平成 30 年度入試の結果を総合的に分析し、入試倍率などから 理学系学部のニーズを調査・把握する。
- [40] 薬学研究科において、学部学科のあり方や社会的ニーズも考慮した適正な学生収

容定員について検討し、平成 31 年度からの定員管理施策実施に向けた課題整理等を行う。

(2) 教育環境

- [41] 教育施設のあり方についての平成31年度の検討に向けて、教育環境の面を含めた教育施設について精査し、全学の現状を把握する。
- [42] 教育施設における情報基盤整備を行うとともに、学生及び教職員にとって望ましい学修支援サービスの充実について、平成31年度からの導入に向けて実施内容を検討する。

(3) 教育の質の改善のためのシステム

[43] 教職員の教育能力・教育支援能力の向上のため、教育改革フォーラムを開催する とともに、これまでに実施した研究授業を検証し、平成 31 年度からの充実に向け て検討する。

3 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- [44] 多様な学生からのニーズや学生との検討事項を基に、給付型奨学金制度や障がいのある学生をサポートする体制の充実を図る。
- [45] 就職活動スケジュールに対応した各種セミナーや OB・OG 座談会などを実施するとともに、学士課程低年次向けの就職ガイダンスを新たに3回実施する。
- [46] 学生の自主的な社会貢献活動を促進し、活動団体間の交流を図るため、SNS による情報発信や、社会貢献活動システムのポイント交換内容の充実を行う。

第2 研究に関する目標を達成するための措置

1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の水準

[47] 研究戦略企画会議で決定した方針に基づき、若手教員・女性教員からの意見を研究施策に取り入れる仕組みを構築するなど研究推進本部のさらなる活性化を図り、各種研究施策を実施する。また、URA オフィスによる支援を活用して学内研究協力体制を構築するとともに、国内外の学外研究者との連携を推進する。

(2) 研究成果の発信と還元

- [48] 論文に係る表彰を実施するなど論文の量と質に係る向上を推進するとともに、ウェブサイトや刊行物等を活用した研究成果の積極的な情報発信を行う。
- [49] 全学的な連携を基に都市政策研究センター(仮称)を設置する。また、設置に併せてシンポジウムなどの記念のイベントを行うとともに、名古屋市などと協議を行

- い、都市特有の諸課題の解決に向けた調査研究を実施する。
- [50] 医学研究科において、社会ニーズの高い認知症や発達障害などに関する先進的な研究を充実させるために、分子医学研究所を組織改編して新たな研究センターを構築する。
- [51] 経済学研究科において、平成 32 年度実施に向けて、少子高齢社会における持続可能な医療のための経済・経営分野の共同研究と外部研究費の獲得を目的とする「医療経済経営研究センター」の設置を検討する。また、教員の国際会議・研究セミナー等の主催状況や学術データベース登録の状況を調査し、研究成果の国際発信の実態を把握するとともに、その結果を踏まえて、研究成果の国際発信を強化するために英語版ウェブサイトを改善する。
- [52] 人間文化研究科において、医療心理センターの内に新たな相談事業を開始するとともに、外部資金の獲得に向けた共同研究を企画立案する。また、名古屋市教育委員会と連携して教育現場で活用されるキャリア支援事業の実施に向けた調査研究を開始する。
- [53] 芸術工学研究科において、環境デザイン研究所のこれまでの活動を検証し、それを踏まえたシンポジウム等の開催により研究成果の社会への還元を行うとともに、研究科横断研究、産学官連携研究推進の調整を行うための仕組み作りに向け、経済団体又は業界団体と情報交換を行う。
- [54] 看護学部において、附属病院看護部と協働し、「なごや看護学会」**2 の設立を主導して第1回学術集会(シンポジウム)を開催する。また、「なごや看護学会誌(仮称)」の投稿規定等を検討して第1巻を刊行し、教員及び大学院生の研究成果を発表する
 - (※2:名古屋市という地域を背景に持つ看護職者を中心として、実践情報や研究成果の発信と共有、 大学・保健医療福祉機関・行政間の連携と協働、看護の質向上による社会貢献をねらいとする地域 密着型の学会)
- [55] システム自然科学研究科において、生物標本の収集を行い標本庫に登録するとともに、遺伝子解析を行う。また、一般市民や高校生に対して生物多様性の重要性を 啓発する出展活動や講座の開催を行う。

2 研究の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 研究活動の推進

- [56] 国等の大型競争的資金への申請について、URA オフィスを中心に、申請書やヒアリング資料の作成支援など積極的な支援を行う。また、科学研究費助成事業について、採択件数の増加をめざして申請書のピア・レビュー(学内査読)や特別研究奨励費の配分等の支援を行う。
- [57] 医学研究科において、URA オフィスと連携し、研究科・学部横断的な「特色ある

研究」について推進する。また、大学間交流協定校など国内外の研究機関との連携 体制を強化する。

- [58] 医学と薬学の連携研究の推進のための医薬総合研究院(仮称)を設置し、医薬の研究科横断的な「特色ある研究」を推進するとともに、国等の大型競争的資金を獲得するための申請を行う。
- [59] 芸術工学研究科において、科学研究費助成事業への申請数増加を目的に、申請のための研究科内勉強会などを実施する。また、国等の大型競争的資金の獲得を視野に入れた研究科内共同研究や国内外研究機関等との共同研究を推進するとともに、企業との共同研究推進のために研究シーズの広報を行う。
- [60] システム自然科学研究科において、新物質創製や ICT を活用する研究などに重点をおき、平成31年度からの実施に向けて、研究科内の必要な設備や情報収集方法等について検討するとともに、部局横断的な研究体制について検討する。

(2) 研究基盤の強化

- [61] 共同利用研究施設・設備について、機器予約システムを活用した共同利用の推進 及び戦略的な投資を行う。また、動物実験に係る施設・設備の効率的な運用及び教 員の弾力的な対応を図るため、全学実験動物センターを設置する。
- [62] 利用数、引用数、一論文当りの費用の3点を数値化し、比較検証することにより、 効果的な電子ジャーナルを揃える。
- [63] 医学研究科において、附属病院との連携や若手研究者の自立的研究環境の整備等による研究活性化のため、より機動的な組織・人員体制を平成31年度に構築できるよう検討する。
- [64] 薬学研究科において、創薬基盤科学研究所及び先端薬学研究施設・共同利用研究施設の再整備計画を行うとともに、共同利用・共同研究拠点として新たな補助金申請を行う。

(3) 研究費の戦略的配分

[65] 学内の競争的資金である特別研究奨励費制度について、検証を行いながら効果的に運用し、最先端研究の活性化の促進や社会ニーズの高い学際的研究の支援を行う。また、さらなる外部研究資金の獲得をめざし、国等の大型競争的資金を獲得した研究者にインセンティブを与える取り組みを行う。

(4) 次世代を担う若手教員・女性教員の研究支援

[66] 特別研究奨励費の活用や研究施設・設備の共用化等の研究環境の充実により、若手教員・女性教員の研究活動を支援する。また、研究推進本部において、若手教員・女性教員からの意見を研究施策に取り入れる仕組みを構築する。

第3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

1 地域貢献に関する目標を達成するための措置

- [67] 学内での気運醸成や情報発信など、社会貢献活動の推進のため、地域貢献事例集の掲載件数を約1割向上させるとともに、市民公開講座について、市民にとってより魅力的となるよう、第二期中期計画期間中の開催実績を分析し、その結果を踏まえて企画・運営を行う。
- [68] 医学研究科において、「医療・保健学びなおし講座」の全国的な周知や出張講義のニーズ調査、評価等の情報収集を実施するとともに、平成32年度からの実施をめざしてBP認定^{※3}後の実質化の追跡調査の方法を検討する。
 - (※3:大学・大学院・短期大学・高等専門学校におけるプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定するもの)
- [69] 看護学部において、教育研究成果の地域社会への還元方法について、看護実践研究センターの事業と「なごや看護学会」による研究成果の発表との差別化及び共催の可能性を検討し、平成31年度の研究セミナーや研究サポート等の事業のあり方を決定する。
- [70] システム自然科学研究科において、サイエンスカフェ実施を継続し、科学の啓蒙活動の効果について検証するとともに、その結果をもとに中高生に対する自然科学と数理情報科学の啓蒙活動の方法を改善する。
- [71] 高大連携事業について、事業の拡充を図るとともに、中学生を対象とした事業についても、学内の実施状況を把握し、平成31年度からの拡充に向けて実施事業を検討する。
- [72] 医学部において、リメディアル教育の充実及び平成 32 年度に実施する高大接続システム改革を視野に、研究室体験授業などの高大連携事業を継続的に実施し、高校教員との交流強化等を継続的な取り組みとするための実施体制を強化する。

2 産学官連携に関する目標を達成するための措置

- [73] オープンイノベーションを促進するため、技術移転活動(一部)の外部機関への 委託を行うほか、産学官連携推進体制の平成31年度の構築に向けて検討する。
- [74] 知的財産講演会の開催などにより教職員の意識の徹底を図るとともに、特許申請による知的財産の保護・活用や研究成果の発信を通じて産学連携を推進する。また、大学発ベンチャーの支援について、平成31年度実施に向けて、他大学の先行事例等の調査を行う。

第4 国際化に関する目標を達成するための措置

- [75] 全学的な国際化基本方針や部局ごとの国際化推進プランを策定する。
- [76] 業務運営における国際化を図るため、学生、職員の具体的な活用等に向けて、業務の点検を行う。
- [77] 国費留学生等の留学生を戦略的に獲得するため、平成 31 年度からの実施に向けて海外拠点校等の活用方法を検討する。また、留学生宿舎の環境整備を行う。
- [78] 学生の海外派遣推進や大学間交流協定校等との留学プログラム運営連携強化を 行うとともに学生の国際学会発表支援内容を見直し、国際学会発表を促進させる。
- [79] 特別研究奨励費の活用方法等を見直し、海外研究者との共同研究を促進させる。
- [80] 多文化共生の推進に係る地域貢献の機会の提供、情報の発信を行う。

第5 附属病院に関する目標を達成するための措置

- [81] 将来医療需要を見据えた医療提供体制を検討し、経営状況を鑑みつつ柔軟な人員配置を実施する。
- [82] 設備更新計画に基づき設備機器のオーバーホールや更新を計画的に進めるとともに、設備機器の状況を確認しつつ設備更新計画の改定を行う。また、医療機器について、機器更新計画に基づき更新を計画的に進めるとともに、機器状況の調査や機器更新計画の改定を行う。
- [83] 患者へのインフォームドコンセントをさらに推進することを目的として、インフォームドコンセントの規定を見直すと共に、患者への医療の同意取得方法の院内ルールを整備する。
- [84] 質の高い臨床研究実施に向けた体制強化・拡充を行うとともに、外部の研究者を 受講者に含めたワークショップ・セミナー等の開催、他施設への臨床研究にかかる 支援及び他施設からの倫理審査申請への対応のほか、先進医療や患者申し出療養、 新規企業治験を実施する。
- [85] 医療従事者等を対象とした医療機器研究開発に関連する研修会等の開催や、企業等が行う医療現場の情報収集への支援など、企業及び医療従事者の機器開発及び補助金申請を支援する。
- [86] 外国人患者の受入体制に関する第三者機関認証の受審準備を進めるためワーキンググループを立ち上げ、課題を整理する。
- [87] 救急・災害医療のあり方に関する調査を行い、機能強化に向けた方針を決定する。
- [88] 在宅医療・介護連携ネットワーク(はち丸ネットなど)の積極的な運用支援を行うとともに、地域包括ケアシステムの運用に向けた多職種研修会を企画・実施するほか、地域住民への啓発を実施する。
- [89] 東部・西部医療センターとの医師の人事交流をさらに進めるとともに、他の医療職についても人事交流を実施する。また、保健医療や介護を所管する健康福祉局と

連携し、研究事業を実施する。

- [90] 専門医の研修体制、医療技術職の教育及び研修システムについて、平成 32 年度 の構築をめざして検討する。
- [91] 平成30年4月の診療報酬の改定を受け、対応策を実施する。また、医薬材料の 価格交渉、共同購入等をはじめとする経費削減策を実施する。
- [92] 外部有識者を含む病院経営に関する会議のあり方について検討し、これを立ち上げる。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- [93] 総合生命理学部の設置に伴う教職員体制を整備するなど、効果的・効率的な組織 定員の見直しを実施するとともに、教員人事手続き等について見直しを行い、理事 長によるガバナンスの強化を図る。
- [94] 採用・昇任試験を実施し、有用な人材を確保するとともに、職員の能力向上を図るためのスキルアップ研修を行うほか、他大学等との合同研修による人事交流を図る。

第2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

[95] 業務の効率化に向けた職員の意識啓発を図り、各職場における業務改善に関する 取り組みを推進するとともにその共有化を図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標を達成するための措置

- [96] 第三期中期計画で新しく設定した財務関係の指標を学内の各種会議を通じて全 学的に意識付けるとともに、財務指標を用いた大学間比較分析を行う。
- [97] 月次決算の実施方法を検討し、平成31年度以降の実施に向けた試行を行う。
- [98] 預け金やプール金などの不適正な会計処理の防止を目的にした啓発を行うとと もに、検収の適切な実施等、経理事務を適切に行うため、職員研修を定例的に開催 する。

第2 自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- [99] 授業料等について、本学の経営状況を含む総合的な検討の基で額の妥当性を判断するとともに、施設費や実習関連経費について受益者負担の観点に立った自己負担化を検討し、平成30年度から平成32年度にかけて実習関連経費の徴収を順次開始する。
- [100] 施設の有償貸出しの拡大に資するため、名古屋市の会議の場等で利用の周知を

行う。

- [101] 各同窓会と連携し、同窓生に寄附を働きかけるとともに、イベント開催時に市 民等向けにパンフレットを配布するなど、寄附の獲得に取り組む。また、2020 年 に迎える開学 70 周年の記念事業実施に向けた寄附の募集について、募集方法や目 標等を検討する。
- [102] 機器予約システムを活用した研究機器等の共同利用の推進など、効率的な運用 を図るとともに、業務委託の集約化等、費用対効果の観点から常に業務の見直しを 進める。

第3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

〔103〕部局間で教室等の共同利用を促進する。

Ⅳ 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

[104] 平成 29 年度年度計画及び第二期中期目標期間における業務実績について、具体的な根拠を明示した自己点検・評価を行うとともに、その結果及び名古屋市法人評価委員会からの指摘事項を、自己点検・評価の方法や教育研究活動等の改善に活用する。また、平成 28 年度に受審した認証評価における提言事項についての改善を行う。

第2 広報・情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- [105] めざすべきブランドイメージを検討し、全学的な共有化を図るとともに、ウェブサイトやプレスリリースなど、適切かつ有効なメディアを活用し、大学広報を推進する。
- [106] 大学で生産され一般誌に発表された学術論文の機関リポジトリでの平成 31 年度の公開に向けて、著作権処理などの課題を検証する。

V その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

第1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

[107] 平成31年度に施設のあり方について学内で検討する際に必要となる、各建物の老朽化及び設備機器の劣化状況等の施設の現状について調査を行うとともに、老朽化した主要な施設・設備の整備・改修のうち、桜山キャンパスの医学研究科・医学部研究棟における受変電設備更新、本部棟の空調熱源設備更新及び医学部基礎教育棟のエレベーター更新の工事を完成させる。また、田辺通キャンパスの共同利用研究施設棟において自動火災報知設備の更新のための実施設計を完了する。

第2 環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置

- [108] 省エネルギーや省資源に取り組むなど、環境憲章で定めた基本方針の実現のため策定したアクションプランの達成に取り組む。
- [109] 災害時の業務継続計画を策定するとともに、研修などを通じて意識の向上を図るなど学内の安全確保措置を講じる。
- [110] 情報システム委員会において、全学のネットワーク環境の整備について検討し、 システム更新の方針を定める。
- [111] 導入したセキュリティ対策ツール等を活用するとともに、教職員の情報セキュリティ意識の向上及び体制強化のため、実践的なセキュリティ訓練を実施する。
- [112] 学生・教職員の意識啓発を図るために外部講師によるハラスメント防止に関する研修会を開催し、管理職等に広く参加を呼びかけるとともに、ハラスメント相談員・対策委員に対する実践を意識した研修会を実施する。
- [113] 子育てや介護を抱える教職員を支援する取り組みを実施し、環境の整備を進めるとともに、女性教員の登用を引き続き推奨し、ロールモデル講演会の開催等を通した意識啓発を進める。
- [114] 全学の委員会等における女性教職員の参画推進に向けた検討を進めるため、全委員会等での女性教員の参画について実態を調査し、課題を把握する。

第3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置

- [115] 6 月の「倫理推進月間」において、倫理研修会の開催やポスターによる周知活動を通じて、教職員に対する意識啓発を行う。
- [116] 平成30年度以降6年間を対象とした内部監査中期計画を策定し、これに基づく年次計画により、監査を実施するとともに、監査結果に基づいて改善のための対策及び措置を行う。

VI 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

平成 30 年度 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	7, 238
自己収入	31, 862
授業料及び入学金検定料収入	2,668
附属病院収入	28, 361
雑収入	833
施設整備費等補助金	2, 338
長期借入金収入	1,500
受託研究収入等	2,900
目的積立金取崩等	321
計	46, 159
支出	
業務費	38, 530
教育研究経費	1,966
診療経費	17, 571
人件費	18, 993
一般管理費	497
施設整備費	4, 138
長期借入金償還金	94
受託研究費等	2, 900
計	46, 159

2 収支計画

平成30年度 収支計画

(単位:百万円)

		(単位:日月円)
区	分	金額
費用の部		42, 076
経常費用		42, 076
業務費		39, 455
教育研究経費		2, 186
診療経費		16, 417
受託研究費等		1, 542
人件費		19, 310
一般管理費		568
施設整備費		5
財務費用		10
減価償却費		2, 038
臨時損失		0
収入の部		41, 797
経常収益		41, 797
運営費交付金収益		6, 918
授業料等収益		2, 752
附属病院収益		28, 361
受託研究収益等		2, 642
施設費収益		5
雑益		833
資産見返負債戻入		286
臨時利益		0
ARIBA.		
純損失		△279
目的積立金取崩益等		0
総損失		△279

3 資金計画

平成30年度 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	46, 159
業務活動による支出	41, 137
投資活動による支出	4, 928
財務活動による支出	94
資金収入	46, 159
業務活動による収入	42, 320
運営費交付金による収入	7, 238
授業料及び入学金検定料による収入	2, 669
附属病院収入	28, 361
受託研究収入等	2, 900
その他の収入	831
目的積立金取崩等収入	321
投資活動による収入	2, 338
財務活動による収入	1,501

Ⅲ 短期借入金の限度額

1 限度額 15 億円

2 想定される理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすること。

™ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

区 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに 組織運営の改善に充てる。

X 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源				
・設備の更新・救命救急センター・災害拠点 病院としての機能強化・病院情報システムに係る機器 等の更新・医療機器の更新	総額 4,138	運営費交付金 (300) 施設整備費等補助金 (2,338) 長期借入金収入 (1,500)				

2 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。